

令和3年11月富山県議会定例会議案

令和3年11月富山県議会定例会議案目次

議案第134号	令和3年度富山県一般会計補正予算(第10号) ……………	1
議案第135号	令和3年度富山県国民健康保険特別会計補正予算(第2号) ……	19
議案第136号	令和3年度富山県港湾施設特別会計補正予算(第1号) ……	21
議案第137号	令和3年度富山県病院事業会計補正予算(第2号) ……	23
議案第138号	令和3年度富山県流域下水道事業会計補正予算(第2号) ……	25
議案第139号	令和3年度富山県電気事業会計補正予算(第2号) ……	26
議案第140号	令和3年度富山県水道事業会計補正予算(第1号) ……	29
議案第141号	令和3年度富山県工業用水道事業会計補正予算(第2号) ……	30
議案第142号	令和3年度富山県地域開発事業会計補正予算(第1号) ……	31
議案第143号	富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件…	32
議案第144号	富山県手数料条例一部改正の件…	35
議案第145号	富山県港湾管理条例一部改正の件…	43
議案第146号	工事委託契約締結に関する件(あいの風とやま鉄道線中川水系 沖田川放水路工工事) ……	44
議案第147号	工事請負契約締結に関する件(伏木富山港(新湊地区)荷役機 械建設国際物流ターミナル荷役機械(NC-1)更新工事) ……	45
議案第148号	工事請負契約変更に関する件(富山県立富山東高等学校第一体 育館改築工事) ……	46
議案第149号	富山県立山麓家族旅行村の指定管理者の指定に関する件…	47
議案第150号	富山県こどもみらい館の指定管理者の指定に関する件…	48
議案第151号	富山県中央植物園の指定管理者の指定に関する件…	49
議案第152号	富山新港元気の森公園の指定管理者の指定に関する件…	50
議案第153号	伏木富山港新湊地区国際物流ターミナルの指定管理者の指定に 関する件…	51
議案第154号	県民公園太閤山ランドの指定管理者の指定に関する件…	52
議案第155号	富山県総合運動公園の指定管理者の指定に関する件…	53
議案第156号	当せん金付証票の発売に関する件…	54
報告第20号	地方自治法第179条による専決処分に関する件…	55
	令和3年度富山県一般会計補正予算(第9号) ……	56
	損害賠償に係る和解に関する件…	58

報告第 21 号	地方自治法第 180 条による専決処分の件	59
	損害賠償に係る和解に関する件	60
報告第 22 号	地方独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果報告の件	62

令和 3 年度富山県一般会計補正予算（第10号）

令和 3 年度富山県の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,238,513 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 676,526,609 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

		歳 入		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		107,806,708	307,601	108,114,309
	1 国庫負担金	21,198,624	14,298	21,212,922
	2 国庫補助金	85,112,363	292,761	85,405,124
	3 委託金	1,495,721	542	1,496,263
10 財産収入		845,028	2,410	847,438
	2 財産売払収入	288,949	2,410	291,359
11 寄附金		191,708	19,277	210,985
	1 寄附金	191,708	19,277	210,985
12 繰入金		11,817,105	717,805	12,534,910
	1 特別会計繰入金	6,388,205	621,000	7,009,205
	2 基金繰入金	5,428,900	96,805	5,525,705
14 諸収入		112,399,964	△ 290,280	112,109,684
	4 貸付金元利収入	102,030,706	19,000	102,049,706
	5 受託事業収入	668,777	2,208	670,985
	7 雑収入	6,699,284	△ 311,488	6,387,796
15 県債		80,582,218	481,700	81,063,918

	1 県 債	80,582,218	481,700	81,063,918
補正されなかった款項に係る額		361,645,365		361,645,365
歳 入 合 計		675,288,096	1,238,513	676,526,609
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,119,825	△ 6,242	1,113,583
	1 議 会 費	1,119,825	△ 6,242	1,113,583
2 総 務 費		31,717,124	723,044	32,440,168
	1 総 務 管 理 費	14,826,158	609,863	15,436,021
	2 企 画 費	7,172,213	62,190	7,234,403
	3 自 然 保 護 費	1,267,025	△ 1,029	1,265,996
	4 徴 税 費	4,906,698	57,699	4,964,397
	6 選 挙 費	613,364	△ 75	613,289
	7 防 災 費	1,552,450	△ 1,935	1,550,515
	8 統 計 調 査 費	407,359	△ 1,752	405,607
	9 人 事 委 員 会 費	132,878	△ 835	132,043
	10 監 査 委 員 費	134,726	△ 1,082	133,644
3 民 生 費		56,165,805	35,820	56,201,625
	1 社 会 福 祉 費	39,144,875	47,205	39,192,080

	2 兒童福祉費	16,653,590	△ 11,148	16,642,442
	3 生活保護費	330,208	△ 237	329,971
4 衛生費		66,723,917	311,818	67,035,735
	1 公衆衛生費	54,837,765	214,724	55,052,489
	2 環境衛生費	1,941,751	102,676	2,044,427
	3 保健所費	1,626,920	△ 6,175	1,620,745
	4 醫務費	5,179,172	840	5,180,012
	5 藥務費	1,894,799	△ 3,072	1,891,727
	6 公害防止費	1,243,510	2,825	1,246,335
5 労働費		2,453,874	14,358	2,468,232
	1 労政費	704,553	18,503	723,056
	2 職業訓練費	1,182,544	△ 3,282	1,179,262
	3 失業対策費	499,180	△ 479	498,701
	4 労働委員会費	67,597	△ 384	67,213
6 農林水産業費		38,917,883	△ 47,561	38,870,322
	1 農業費	9,049,049	△ 20,915	9,028,134
	2 畜産業費	775,390	△ 1,577	773,813
	3 農地費	16,518,326	△ 14,025	16,504,301
	4 林業費	10,458,584	△ 9,945	10,448,639

	5 水 産 業 費	2,116,534	△ 1,099	2,115,435
7 商 工 費		113,746,401	87,705	113,834,106
	1 商 業 費	100,853,766	△ 1,084	100,852,682
	2 工 鉱 業 費	6,254,888	91,812	6,346,700
	3 観 光 費	6,637,747	△ 3,023	6,634,724
8 土 木 費		63,529,340	165,183	63,694,523
	1 土 木 管 理 費	1,175,197	△ 9,021	1,166,176
	2 道 路 橋 り ょ う 費	30,900,538	△ 17,101	30,883,437
	3 河 川 海 岸 費	17,068,164	198,985	17,267,149
	4 港 湾 費	5,058,067	△ 2,374	5,055,693
	5 都 市 計 画 費	7,955,576	△ 2,939	7,952,637
	6 住 宅 費	1,371,798	△ 2,367	1,369,431
9 警 察 費		25,025,097	△ 88,015	24,937,082
	1 警 察 管 理 費	24,448,816	△ 94,415	24,354,401
	2 警 察 活 動 費	576,281	6,400	582,681
10 教 育 費		107,426,875	△ 361,915	107,064,960
	1 教 育 総 務 費	10,179,369	△ 7,292	10,172,077
	2 小 学 校 費	31,013,535	△ 98,189	30,915,346
	3 中 学 校 費	18,046,179	△ 118,106	17,928,073

	4 高等学校費	28,086,501	△ 85,560	28,000,941
	5 特別支援学校費	9,710,242	△ 48,983	9,661,259
	7 社会教育費	3,293,169	△ 3,438	3,289,731
	8 保健体育費	2,414,421	△ 347	2,414,074
11 災害復旧費		5,238,084	404,318	5,642,402
	2 公共土木施設 災害復旧費	3,781,974	404,318	4,186,292
補正されなかった款項に係る額		163,223,871		163,223,871
歳 出 合 計		675,288,096	1,238,513	676,526,609

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
7 商工費	2 工鉦業費	ベンチャー企業 等支援事業費	1,038,253	2	1,037,253	1,132,593	2	1,037,253
				3	1,000		3	95,340

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持管理費	633,641
		友好交流推進事業費	10,298
	4 徴税費	賦課徴収事業費	51,842
	9 人事委員会費	事務局運営費	2,288
4 衛生費	6 公害防止費	環境科学センター運営費	17,653
6 農林水産業費	3 農地費	県営農地整備事業費	286,000
		県営農村地域防災減災事業費	758,205
		中山間地域総合整備交付金事業費	180,000
	4 林業費	県営林道整備交付金事業費	140,000
		山のみち地域づくり交付金事業費	434,151
		県営林道開設交付金事業費	137,026
		団体営林道改良交付金事業費	53,791
		県営林道改良事業費	61,225
		復旧治山事業費	273,000
		予防治山交付金事業費	79,000
県単独治山事業費	103,000		

		緊急治山事業費	206,000
		地すべり防止事業費	133,000
		緊急予防治山事業費	89,000
		治山施設機能強化交付金事業費	28,000
		山地災害重点地域総合対策事業費	55,000
	5 水 産 業 費	水産基盤整備事業費	635,000
		漁港海岸整備交付金事業費	125,000
7 商 工 費	2 工 鉱 業 費	ベンチャー企業等支援事業費	206,845
8 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	県単独災害防除費	60,000
		県単独雪寒対策施設費	31,000
		県単独雪寒対策施設維持修繕費	90,000
		県単独交通安全施設整備費	85,000
		県単独道路維持修繕費	309,000
		道路橋りょう改築費	3,580,200
		道路総合交付金事業費	2,297,000
		県単独橋りょう維持修繕費	170,000
	3 河 川 海 岸 費	県単独河川改良費	53,000
		県単独ダム維持管理費	30,000
河川総合交付金事業費		330,000	

		河川改修費	830,000
		県単独砂防改良費	40,000
		砂防総合交付金事業費	950,000
		砂防関係施設整備費	850,000
		県単独海岸整備事業費	30,000
		海岸総合交付金事業費	430,000
		港湾海岸総合交付金事業費	143,000
	4 港 湾 費	県単独港湾運河維持修繕費	241,000
		県単独港湾改良整備費	50,000
		港湾予防保全事業費	167,000
		伏木富山港改良整備費	27,000
		県単独空港整備費	152,000
	5 都 市 計 画 費	土地区画整理総合交付金事業費	10,400
		県単独都市計画街路改良費	173,100
		都市計画街路事業推進費	2,760
		都市計画街路総合交付金事業費	1,229,800
		街路事業費	1,943,200
		県単独都市公園施設整備費	500,000
		都市公園総合交付金事業費	312,000

10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	学校修繕費（全日制）	195,238
		学校修繕費（定時制）	28,900
		科学技術教育設備充実費	5,837
		高等学校建設事業費	564,583
		運動場等整備費	136,014
	5 特別支援学校費	学校修繕費（特別支援）	25,822
	8 保 健 体 育 費	スポーツ施設リフレッシュ事業費	110,391
11 災 害 復 旧 費	2 公 共 土 木 施 設 費 災 害 復 旧 費	道路災害復旧費	300,000
		河川災害復旧費	50,000
合 計			21,232,210

2 変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土 木 費	2 道 路 橋 りょう費	県単独道路改良費	190,000	県単独道路改良費	680,652
	3 河 川 海 岸 費	県単独河川維持修繕費	95,000	県単独河川維持修繕費	275,000
		県単独砂防維持修繕費	80,000	県単独砂防維持修繕費	200,000
	4 港 湾 費	伏木富山港港湾公害防止対策費	40,000	伏木富山港港湾公害防止対策費	62,000
		港湾総合交付金事業費	270,500	港湾総合交付金事業費	1,139,500
補正されなかった事業に係る額			180,437		180,437
合 計			855,937		2,537,589

第4表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
黒部ルート携帯電話エリア整備事業	令和4年度	26,620
繁忙期等補助業務労働者派遣費	令和4年度	36,156
県報PDFファイル編集等業務委託	令和4年度	3,600
施設保守管理等業務委託	令和4年度	906,000
富山県立山山麓家族旅行村管理事業	令和4年度から 令和8年度まで	157,910
性暴力被害ワンストップ支援センターとやま電話相談業務委託	令和4年度	2,954
富山県こどもみらい館管理事業	令和4年度から 令和6年度まで	403,947
障害者権利擁護センター夜間・休日通報受付業務委託	令和4年度	1,490
富山県小児救急電話相談事業運営委託	令和4年度	11,809
「こころ・いのちの電話」運営事業	令和4年度	12,100
精神障害者保護対策費	令和4年度	19,900

一般会計

県単独農業農村整備事業	令和4年度	50,000
富山県中央植物園管理事業	令和4年度から 令和8年度まで	1,601,430
道路管理事業	令和4年度	413,747
県単独道路除雪事業	令和4年度	46,000
県単独災害防除事業	令和4年度	90,000
積雪寒冷地道路除雪事業	令和4年度	40,000
県単独交通安全施設整備事業	令和4年度	150,000
県単独道路維持修繕事業	令和4年度	970,000
県単独道路改良事業	令和4年度	146,000
県単独橋りょう維持修繕事業	令和4年度	150,000
県単独河川維持修繕費	令和4年度	60,000
県単独ダム維持管理事業	令和4年度	60,000
泉川新川橋りょう改築委託工事	令和4年度から 令和8年度まで	1,320,000
港湾海岸総合交付金事業費	令和4年度	100,000
県単独港湾運河維持修繕事業	令和4年度	228,000
県単独空港整備事業	令和4年度	50,000
富山空港整備事業	令和4年度	210,000

富山新港元気の森公園管理事業	令和4年度から 令和8年度まで	92,045
県民公園太閤山ランド管理事業	令和4年度から 令和6年度まで	1,068,114
富山県総合運動公園管理事業	令和4年度から 令和8年度まで	1,400,190
交通規制標示塗替事業	令和4年度	188,000
自動車保管場所調査事業	令和4年度	68,500
自動車保管場所標章作成事業	令和4年度	20,200
運転免許センター第2駐車場車両等誘導事業	令和4年度	2,200
自動車運転免許更新時講習事業	令和4年度	57,200
自動車運転免許停止処分者講習事業	令和4年度	32,000
自動車運転免許原付講習事業	令和4年度	600
自動車運転免許申請等補助事業	令和4年度	78,000
放置駐車確認事業	令和4年度	12,800

2 変 更

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
富山県庁情報通信 網整備事業	令和4年度 から 令和8年度 まで	199,014	富山県庁情報通信 網整備事業	令和4年度 から 令和8年度 まで	216,181
自動車税納税通知 書作成等業務委託	令和4年度	21,092	自動車税納税通知 書作成等業務委託	令和4年度	25,653

第5表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
県有施設整備費	4,076,000	70,000	4,146,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
防災対策推進費	10,000		10,000			
緊急防災・減災費	3,467,500	7,000	3,474,500			
並行在来線費	586,000		586,000			
老人福祉施設費	63,000		63,000			
児童福祉施設費	3,000		3,000			
公事共等補助費	15,128,900		15,128,900			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000		10,000			
直轄事業費金	9,823,000		9,823,000			
公園整備事業費	337,000		337,000			
公営住宅建設費	98,000		98,000			
地方道整備費	4,649,000		4,649,000			
自然災害防止費	1,747,000		1,747,000			
警察施設整備費	219,000		219,000			
高等学校整備費	2,273,500		2,273,500			
臨時高等学校費	449,000		449,000			

特別支援学校 建設事業費	50,000		50,000		
地域活性化 事業費	1,540,000		1,540,000		
施設整備補助 事業費	187,000		187,000		
補助直轄災害 復旧事業費	1,904,000	404,700	2,308,700		
単独災害復旧 事業費	61,000		61,000		
行政改革推進 事業費	1,000,000		1,000,000		
臨時財政対策債	32,900,318		32,900,318		
計	80,582,218	481,700	81,063,918		

議案第 135 号

令和 3 年度富山県国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 3 年度富山県の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,718,378千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 越 金		820,066	49,362	869,428
	1 繰 越 金	820,066	49,362	869,428
8 諸 収 入			3,720	3,720
	1 雑 収 入		3,720	3,720
補正されなかった款項に係る額		82,845,230		82,845,230
歳 入 合 計		83,665,296	53,082	83,718,378
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 諸 支 出 金		74,000	53,082	127,082
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	74,000	53,082	127,082
補正されなかった款項に係る額		83,591,296		83,591,296
歳 出 合 計		83,665,296	53,082	83,718,378

議案第 136 号

令和 3 年度富山県港湾施設特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 3 年度富山県の港湾施設特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル管理事業	令和4年度から 令和5年度まで	4,930
国際物流ターミナル北岸壁管理事業	令和4年度	3,880
引船運航管理事業	令和4年度	42,800

令和 3 年度富山県病院事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 3 年度富山県病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度富山県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第 1 款 病院事業費用	30,907,964千円	△ 100,461千円	30,807,503千円
第 1 項 医業費用	30,565,725千円	△ 100,461千円	30,465,264千円

第 3 条 予算第 5 条中

富山県立中央病院生理機能検査システム賃借料	令和 4 年度から令和 9 年度まで	147,847	を
富山県立中央病院 C T ・ M R I 等賃借料	令和 4 年度から令和 10 年度まで	2,251,700	
富山県立中央病院循環器動画ネットワークシステム保守業務委託	令和 4 年度から令和 9 年度まで	24,475	
富山県立中央病院診療材料調達・管理等業務委託	令和 4 年度から令和 6 年度まで	59,000	

富山県立中央病院生理機能検査システム賃借料	令和 4 年度から令和 9 年度まで	147,847
-----------------------	--------------------	---------

富山県立中央病院CT・MRI等賃借料	令和4年度から 令和10年度まで	2,251,700
富山県立中央病院循環器動画ネットワークシステム保守業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	24,475
富山県立中央病院診療材料調達・管理等業務委託	令和4年度から 令和6年度まで	59,000
富山県立中央病院施設保守管理等業務委託	令和4年度	185,837
富山県立中央病院オンライン図書購入費	令和4年度	11,863

に改める。

第4条 予算第8条中「12,853,810千円」を「12,753,349千円」に改める。

令和3年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 3 年度富山県流域下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

第 1 条 令和 3 年度富山県流域下水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度富山県流域下水道事業会計予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 282,901 千円は、当年度分損益勘定留保資金 266,417 千円、繰越工事資金 16,484 千円で補てんするものとする。)。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 資本的支出	2,361,998千円	180千円	2,362,178千円
第 4 項 補助金返還金		180千円	180千円

令和 3 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 3 年度富山県電気事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 3 年度富山県電気事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度富山県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 事業費	4,215,123千円	△ 7,088千円	4,208,035千円
第 1 項 営業費用	3,761,573千円	△ 7,088千円	3,754,485千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 469,644 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,256,644 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 469,644 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 635,644 千円、前年度未処分利益剰余金処分数額 471,000 千円、地域振興積立金処分数額 150,000 千円」に改め、同条の資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	739,664千円	787,000千円	1,526,664千円
第 1 項 建設改良費	446,429千円	166,000千円	612,429千円
第 5 項 他会計繰出金		621,000千円	621,000千円

第 4 条 予算第 5 条中

主要制御装置等更新工事費	令和 4 年度	220,000
主要機器等修繕工事費	令和 4 年度	467,500
水車発電機細密点検工事費	令和 4 年度	54,593

シーケンサ盤更新工事費	令和4年度	80,348
水車発電機修繕工事費	令和4年度	52,000
若土発電所老朽化対策事業費	令和4年度から 令和5年度まで	998,000
秘書業務労働者派遣費	令和4年度から 令和6年度まで	10,382

を

主要制御装置等更新工事費	令和4年度	220,000
主要機器等修繕工事費	令和4年度	467,500
水車発電機細密点検工事費	令和4年度	54,593
シーケンサ盤更新工事費	令和4年度	80,348
水車発電機修繕工事費	令和4年度	52,000
若土発電所老朽化対策事業費	令和4年度から 令和5年度まで	998,000
秘書業務労働者派遣費	令和4年度から 令和6年度まで	10,382
施設保守管理等業務委託	令和4年度	2,000
室牧発電所主軸受ほか更新工事費	令和4年度から 令和5年度まで	59,400

に改める。

第5条 予算第9条中「838,063千円」を「830,975千円」に改める。

令和3年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 3 年度富山県水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 3 年度富山県水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度富山県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 事業費	1,802,362千円	△ 2,572千円	1,799,790千円
第 1 項 営業費用	1,711,334千円	△ 2,469千円	1,708,865千円
第 2 項 営業外費用	90,508千円	△ 103千円	90,405千円

第 3 条 予算第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 4 条の 2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設保守管理等業務委託	令和 4 年度	13,700

第 4 条 予算第 8 条中「304,943 千円」を「302,371 千円」に改める。

令和 3 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 141 号

令和 3 年度富山県工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)

第 1 条 令和 3 年度富山県工業用水道事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度富山県工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 事 業 費	1,750,298千円	△ 1,035千円	1,749,263千円
第 1 項 営 業 費 用	1,706,802千円	△ 1,035千円	1,705,767千円

第 3 条 予算第 5 条中

西部工業用水道事業吉谷 線配水施設設置工事	令和 4 年度	1,161,000	を
西部工業用水道事業吉谷 線配水施設設置工事	令和 4 年度	1,161,000	に改める。
施設保守管理等業務委託	令和 4 年度	21,300	
西部工業用水道管路更新 工事費	令和 4 年度	760,000	

第 4 条 予算第 9 条中「106,847 千円」を「105,812 千円」に改める。

令和 3 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 142 号

令和 3 年度富山県地域開発事業会計補正予算 (第 1 号)

第 1 条 令和 3 年度富山県地域開発事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度富山県地域開発事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 事 業 費	50,363千円	△ 7千円	50,356千円
第 1 項 営 業 費 用	44,180千円	△ 7千円	44,173千円

第 3 条 予算第 7 条中「7,862 千円」を「7,855 千円」に改める。

令和 3 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 143 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 32 年富山県条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「除く。」の次に「以下この項、」を、「100 分の 107.5」の次に「)」を、12 月に支給する場合には 100 分の 112.5 (特定管理職員にあつては、100 分の 92.5) を加え、同条第 3 項中「100 分の 107.5」の次に「)とあり、及び「100 分の 112.5」を、「100 分の 62.5」の次に「)と、「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 52.5」を加える。

第 2 条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項各号列記以外の部分中「、6 月に支給する場合には 100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、「以下この項、」を削り、「100 分の 107.5)」を、12 月に支給する場合には 100 分の 112.5 (特定管理職員にあつては、100 分の 92.5) を「100 分の 100」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」と、「100 分の 100」とあるのは「100 分の 57.5」とする。

(富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「100 分の 167.5」の次に「)と、「100 分の 112.5」とあるのは「100 分の 157.5」を加える。

(1) 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年富山県条例第 2 号)第 8 条第 2 項

- (2) 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）第6条第2項

第4条 次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

- (1) 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項

- (2) 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項

（富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「、「100分の167.5」を「100分の167.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）第1条第3項ただし書

- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年富山県条例第38号）第5条第2項ただし書

- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和29年富山県条例第18号）第2条第2項ただし書

- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和26年富山県条例第31号）第1条第3項ただし書

第6条 次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」を「100分の120」とあるのは、「100分の162.5」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書

- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書

- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

（富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年富山県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(期末手当の特例)

第 8 条の 2 第 5 条本文及び前条第 3 項本文の規定により支給する期末手当の額は、第 1 号会計年度任用職員及び第 2 号会計年度任用職員が任用された日の属する年度の 4 月 1 日において適用される富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 34 号）第 22 条第 2 項に規定する方法により算出した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 144 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 315 の項中「389 の 9 の項及び 389 の10の項」を「389 の10の項及び 389 の11の項」に改め、同表の 389 の 5 の項中「第 3 項まで」を「第 5 項まで」に、「第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（389 の 9 の項、389 の14の項及び 389 の16の項において「登録住宅性能評価機関」という。）が、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面（次項において「適合証」という。）」を「第 6 条の 2 第 3 項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面（次項において「確認書」という。）又はその写し」に、「210,000 円」を「360,000 円」に、「320,000 円」を「550,000 円」に、「第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（次項、389 の 9 の項、389 の10の項、389 の14の項及び 389 の15の項において「設計住宅性能評価書」という。）」を「第 6 条の 2 第 4 項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書（次項において「住宅性能評価書」という。）又はその写し」に、「1,400,000 円」を「360,000 円」に改め、同表の 389 の 6 の項中「適合証」を「確認書又はその写し」に、「210,000 円」を「290,000円」に、「320,000 円」を「430,000 円」に、「設計住宅性能評価書」を「住宅性能評価書又はその写し」に、「790,000 円」を「290,000 円」に改め、同表の 389 の 7 の項中「第 9 条第 1 項」の次に「又は第 3 項」を加え、「譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「一戸建て住宅等の譲受人を決定した場合又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に改め、同表の 389 の16の項を同表の 389 の17の項とし、同表の 389 の12の項から

389 の15の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の389 の11の項中「389 の13の項まで」を「389 の14の項まで」に改め、同項を同表の389 の12の項とし、同表の389 の10の項を同表の389 の11の項とし、同表の389 の9 の項中「（平成27年法律第53号）」を削り、「389 の14の項及び389 の16の項」を「389 の15の項及び389 の17の項」に、「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（389 の15の項及び389 の17の項において「登録住宅性能評価機関」という。）」に、「設計住宅性能評価書」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（次項、389 の15の項及び389 の16の項において「設計住宅性能評価書」という。）」に、「389 の14の項から389 の16の項まで」を「389 の15の項から389 の17の項まで」に改め、同項を同表の389 の10の項とし、同表の389 の8の項の次に次のように加える。

389 の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	160,000円
---	--	----------

別表第1の429の項を次のように改める。

429 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく
---	--------------------	---

		<p>猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円)</p> <p>(2) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円)</p> <p>(3) その他の者に対する許可の申請に係る審査 10,500円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、6,700円)</p>
--	--	--

別表第1の430の項中「第5条の2第3項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同項の次に次のように加える。

430 の 2 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催	クロスボウの取扱いに関する講習手数料	(1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 3,000 円 (2) その他の者に対する講習会 6,900 円
---	--------------------	--

別表第 1 の 432 の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に、「国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「国際競技に参加する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に改め、同表の 433 の項中「銃砲刀剣類の」を「銃砲等又は刀剣類の」に、「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料」に、「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料」に改め、同表の 434 の項を次のように改める。

434 銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条の 3 第 2 項の規定に基づく同法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料	(1) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200 円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく猟
---	------------------------------	--

銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

(2) 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円 (当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、4,800円)

(3) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の

3 第 1 項の規定に基づ
く猟銃又は空気銃の所
持の許可の更新の申請
に係る審査 6,800 円

(当該申請を行う者が
同時に他の同項の規定
に基づく猟銃又は空気
銃の所持の許可の更新
の申請を行う場合にお
ける当該他の同項の規
定に基づく猟銃又は空
気銃の所持の許可の更
新の申請に係る審査及
び当該申請を行う者が
同時に同法第 4 条第 1
項第 1 号の規定に基づ
く猟銃又は空気銃の所
持の許可の申請を行う
場合における当該同法
第 7 条の 3 第 1 項の規
定に基づく猟銃又は空
気銃の所持の許可の更
新の申請に係る審査に
あつては、4,400 円)

(4) 新たな許可証の交付
を伴わない銃砲刀剣類
所持等取締法第 7 条の
3 第 1 項の規定に基づ
くクロスボウの所持の
許可の更新の申請に係
る審査 6,800 円 (当
該申請を行う者が同時
に他の同項の規定に基
づくクロスボウの所持
の許可の更新の申請を
行う場合における当該
他の同項の規定に基づ

		くクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円)
--	--	--

別表第1の436の4の項の次に次のように加える。

436の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料	9,300円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、5,600円）
--	--------------------	--

別表第1の備考の11中「389の11の項から389の13の項まで」を「389の12の項から389の14の項まで」に、「389の14の項」を「389の15の項」に改め、同表の備考の12中「389の14の項」を「389の15の項」に改め、同表の備考の13中「389の15の項」を「389の16の項」に、「389の14の項」を「389の15の項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の315の項及び389の5の項から389の7の項までの改正規定、同

表の 389 の 9 の項から 389 の 16 の項までの改正規定、同表に 389 の 9 の項を加える改正規定並びに同表の備考の改正規定 令和 4 年 2 月 20 日

- (2) 別表第 1 の 429 の項及び 430 の項の改正規定、同表に 430 の 2 の項を加える改正規定、同表の 432 の項から 434 の項までの改正規定並びに同表に 436 の 5 の項を加える改正規定 令和 4 年 3 月 15 日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第 1 の 389 の 5 の項及び 389 の 6 の項の規定は、前項第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に発行される住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面若しくはその写し又は同条第 4 項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書若しくはその写しを添付する場合に係る手数料について適用し、同日前に発行された同法第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）第 1 条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書を添付する場合に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 145 号

富山県港湾管理条例一部改正の件

富山県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の項中「作業 1 時間」を「引船作業 1 時間」に、

「

	上の船舶		
--	------	--	--

」

を

「

	上の船舶		
	誘導作業 1 回につき	77,000円	84,700円

」

に、「使用時間」を「引船作業に係る使用時間」に、「おいて作業」を「おいて引船作業」に、「おける作業」を「おける引船作業」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

議案第 146 号

工事委託契約締結に関する件

あいの風とやま鉄道線中川水系沖田川放水路工工事委託契約を次のとおり締結するものとする。

令和3年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | あいの風とやま鉄道線中川水系沖田川放水路工工事 |
| 2 | 工事の場所 | 滑川市下島地内 |
| 3 | 契約金額 | 1,390,000,000円 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市明輪町1番50号
あいの風とやま鉄道株式会社 |
| 6 | 完成期日 | 令和7年7月31日 |

議案第 147 号

工事請負契約締結に関する件

伏木富山港（新湊地区）荷役機械建設国際物流ターミナル荷役機械（NC-1）更新工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和3年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 伏木富山港（新湊地区）荷役機械建設国際物流ターミナル荷役機械（NC-1）更新工事 |
| 2 工事の場所 | 射水市越の潟町地内 |
| 3 契約金額 | 1,366,200,000円 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 神奈川県横浜市鶴見区末広町2丁目1番地
J F E エンジニアリング株式会社 |
| 6 完成期日 | 令和5年10月31日 |

議案第 148 号

工事請負契約変更に関する件

令和 2 年11月定例県議会において議決を経た富山県立富山東高等学校第一体育館
改築工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

完 成 期 日	変更前	令和 4 年 2 月 9 日
	変更後	令和 4 年 3 月18日

議案第 149 号

富山県立山山麓家族旅行村の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県立山山麓家族旅行村

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社富山岸グリーンサービス

富山市赤田 827 番地 5

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 150 号

富山県こどもみらい館の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県こどもみらい館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで

議案第 151 号

富山県中央植物園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県中央植物園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人花と緑の銀行

富山市婦中町上轡田42番地

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 152 号

富山新港元気の森公園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山新港元気の森公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

トナミグリーン・富山岸グリーンサービス企業体

代表者

トナミグリーン株式会社

南砺市泉沢 183 番地 1

企業体構成員

トナミグリーン株式会社

南砺市泉沢 183 番地 1

株式会社富山岸グリーンサービス

富山市赤田 827 番地 5

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 153 号

伏木富山港新湊地区国際物流ターミナルの指定管理者の指定に関する
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設
の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 3 年 11 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

伏木富山港港湾運送事業協同組合

高岡市伏木湊町 5 番 1 号

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

議案第 154 号

県民公園太閤山ランドの指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

県民公園太閤山ランド

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで

議案第 155 号

富山県総合運動公園の指定管理者の指定に関する件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県総合運動公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

議案第 156 号

当せん金付証票の発売に関する件

当せん金付証票法（昭和23年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度において発売する当せん金付証票を次のとおり定める。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

発 売 総 額 100 億円以内

報告第 20 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 3 年度富山県一般会計補正予算（第 9 号）

損害賠償に係る和解に関する件

専決処分第 69 号

令和 3 年度富山県一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度富山県の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 150,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 675,288,096 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決する。

令和 3 年 10 月 20 日

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		107,656,708	150,000	107,806,708
	2 国庫補助金	84,962,363	150,000	85,112,363
補正されなかった款項に係る額		567,481,388		567,481,388
歳 入 合 計		675,138,096	150,000	675,288,096
歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		66,573,917	150,000	66,723,917
	1 公衆衛生費	54,687,765	150,000	54,837,765
補正されなかった款項に係る額		608,564,179		608,564,179
歳 出 合 計		675,138,096	150,000	675,288,096

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
65	令和 3 年 6 月 14 日に南砺市野田地内で発生した警察車両の損傷	南砺市在住 1 名	県が受け取る額 143,709円	令和 3 年 10月19日
70	令和 3 年 8 月 14 日に高岡市石丸田地内で発生した交通違反取締り中における車両の損傷	射水市在住 1 名	県が支払う額 85,706円	令和 3 年 10月20日
72	令和 2 年 3 月 11 日に県道金沢井波線南砺市小又地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	石川県野々市市在住 1 名	県が支払う額 305,602円	令和 3 年 10月22日

報告第 21 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

専決処分第 75 号

損害賠償に係る和解に関する件

令和 2 年 8 月 18 日に砺波市五郎丸地内で発生した借上車両の交通事故に係る損害賠償について、次のとおり和解によって損害賠償の額を定める。

以上、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決する。

令和 3 年 10 月 28 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 相手方 石川県金沢市
有限会社荒木物流サービス
- 2 和解の内容 相手方及び県は、損害額を各自で負担するものとする。
- 3 損害賠償額 0 円（県の自損自弁額 127,094 円）

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 180 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
64	平成30年8月7日に氷見市窪地内で発生した警察車両の交通事故	氷見市在住1名	県が支払う額 2,541,106円	令和3年 10月19日
66	令和3年7月1日に中新川郡上市町大坪地内で発生した警察車両の交通事故	中新川郡立山町在住 1名	県が受け取る額 33,495円	令和3年 10月19日
67	令和3年9月6日に富山市町村地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が支払う額 160,600円	令和3年 10月19日
68	令和3年9月10日に富山市針原中町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が支払う額 101,500円	令和3年 10月19日
71	令和3年3月29日に富山市小杉地内で発生した警察車両の交通事故	富山市 株式会社ケアサービス布目	県が支払う額 153,373円	令和3年 10月21日
73	令和3年8月12日に高岡市野村地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住1名	県が受け取る額 180,532円	令和3年 10月25日
74	令和3年8月15日に富山市萩原地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が受け取る額 225,000円	令和3年 10月25日
76	令和3年9月6日に南砺市高堀地内で発生した借上車両の交通事故	射水市在住1名	県が受け取る額 473,352円	令和3年 10月28日
77	令和3年9月29日に南砺市宗守地内で発生した借上車両の交通事故	南砺市在住1名	県が支払う額 226,720円	令和3年 11月16日

報告第 22 号

地方独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価 結果報告の件

公立大学法人富山県立大学の第 1 期中期目標期間の業務実績に関する評価結果について、富山県公立大学法人評価委員会より報告を受けたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第78条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 3 年11月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

公立大学法人富山県立大学の第 1 期中期目標期間の業務実績に関する 評価結果

I 全体評価

（全体としての評価結果）

中期目標の達成状況について、良好であると認められる。

富山県立大学は、平成 2 年 4 月に日本海側初めての工学系公立大学として開学して以来、教育、研究、地域連携等を積極的に推進し、多くの有為な学生を社会に輩出するなど、地域及び産業の振興に大きな役割を果たしてきている。

一方で、少子化を背景とした大学間競争の激化、ビッグデータの活用、A I ・ I o T 等のデジタル化の進展、グローバル社会への対応など、これまで以上に、教育、研究、地域貢献活動を充実・強化し、地方創生の一翼を担い、県民や地域の期待に応える魅力ある大学づくりを推進していくことが求められている。

こうしたなか、富山県はもとより、日本と世界の学術文化の向上と地域及び産業の振興、社会の発展に寄与することを目的とし、平成27年 4 月に富山県立大学は公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に移行した。また、平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 年間の中期目標を定めるとともに、法人では、中期目標に基づき、具体的な数値目標を定めた中期計画を策定した。

法人化以降、中期目標の達成に向けて、理事長及び学長のリーダーシップのもと、責任ある意思決定を迅速に行える機動的な運営に努め、中期計画で定めた数値目標を見据えながら、活気と魅力あふれる大学づくりに取り組んだ、その業務

実績は、全体として高く評価できる。また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受ける中、遠隔授業の実施や学生の通信環境の確保支援、留学生への支援などにより、学修機会の確保に努めたことは評価できる。

特に評価する事項として、県内産業を支える人材の供給と若者の定着に一層貢献するため、工学部の学科の新設・拡充を積極的に進めるとともに、質の高い看護人材の確保という県内医療機関等のニーズに応え、県内外の高校生の進学先を県内に確保し、若者や女性の県内定着を図るため、平成31年4月に看護学部を開設した。この結果、平成27年度に230名であった入学定員は、令和2年度には460名と大幅に拡充した。

東海北陸地域や北陸新幹線沿線に設置する工学部一般選抜前期日程の地方試験会場等において、高校の進路指導教員を対象とした大学説明会や学生募集参与による高校訪問活動を実施するとともに、民間事業者が実施する進学ガイダンス等への参加や新たな大学紹介映像の制作・配信など、県外における認知度向上に努めた。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の戦略的創造研究推進事業に採択された「浅野酵素活性分子プロジェクト（ERATO）」は、国の事後評価において最高評価を得て、それらの研究成果を活かして共同研究に取り組んだ。また、産学官の連携により県内医薬品産業の振興を図り、若者の地元定着等を促進する「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムに参画し、研究、人材育成、大学の魅力向上等に取り組むとともに、県薬事総合研究開発センターにサテライトラボを設置したほか、令和2年4月供用開始の中央棟に整備したオープンラボを教員と企業との連携拠点として活用するなど、産学官の共同研究を推進した。

工学と看護学の融合による特色ある研究を推進するため、工学部の教員と看護学部の教員が連携して、共同研究の実施や積極的な研究交流を図った。

海外の大学や研究機関との共同研究や研究者の交流を図るため、平成27年度以降、新たに5つの学術交流協定の締結、4つの学術交流協定の更新を行い、その結果、学術交流協定は16となり、目標値15件を達成した。

各学科の多くの教員が積極的に科学研究費補助金などの競争的研究資金の申請に努め、年間採択件数は、目標値を大きく上回った。また、地域連携センターを

拠点に国内外の企業・機関との共同研究を活発に展開し、科学研究費も堅調に推移している。

平成28年度には認証評価機関である独立行政法人大学改革支援・学位授与機構より、大学設置基準を満たしているとの評価を受けており、指摘のあった事項についても改善対応を行っている。

今後の課題としては、志願者の増加に向けて大学の認知度向上を図る取組みを強化していくとともに、その取組みの効果についても検証していくことが望まれる。また、キャリア教育の推進や県内就職定着促進員による企業訪問など、県内就職定着に向けた取組みをさらに強化していくことが望まれる。

新型コロナウイルス感染症の影響下における授業については、引き続き、遠隔授業に必要な機器や環境を確保し、遠隔授業と新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえでの対面授業を併用して実施するなど、学生への適切な修学機会を確保することが求められる。

射水キャンパスにおいては、デジタル化の進展に対応した人材を育成するため、令和4年4月にDX教育研究センター（仮称）の供用開始や工学部学科の定員拡充が予定されており、着実に準備を進めていくことが求められる。

富山キャンパスにおいては、医療の高度化が進み、看護師の役割が多様化する中、看護学研究や専門看護師など高度な看護人材を育成するため、看護系大学院と保健師・助産師を育成する専攻科について、令和5年4月の設置に向け、着実に準備を進めていくことが求められる。

今回の法人の自己評価による業務の見直しと併せて、この委員会の評価結果を法人の業務運営の効率化等のために積極的に活用することで、より機動性、透明性の高い大学運営を行い、個性と魅力あふれる大学として、さらに発展・飛躍されることを期待する。

II 項目別評価

1 教育に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	中期目標の達成状況が非常に優れている。
----	---	---------------------

(参考：年度別評価結果)

年度	R 2 (2020)	R 1 (2019)	H30 (2018)	H29 (2017)	H28 (2016)	H27 (2015)
評価	S	S	A	S	A	B

(2) 評価の判断理由

教育に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された70項目のうち、2項目が「IV計画を上回って実施している」、68項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められ、すべてIVまたはⅢの評価であることや、教育内容の充実に関する取組みなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・県内産業を支える人材の供給と若者の定着に一層貢献するため、工学部の学科の新設・拡充を積極的に進めた。

年度	拡充等実績	入学定員
H27 (2015)	・機械システム工学科（50名）、知能デザイン工学科（50名）、情報システム工学科（50名）、環境工学科（40名）、生物工学科（40名）	230名
H28 (2016)	・情報システム工学科を10名増 ・知能デザイン工学科を10名増	250名
H29 (2017)	・情報システム工学科を電子・情報工学科に改称し、30名増 ・環境工学科を環境・社会基盤工学科に改称し、15名増 ・医薬品工学科を35名で新設	330名
H30 (2018)	・知能デザイン工学科を知能ロボット工学科に改称	330名
R 2 (2020)	・電子・情報工学科を電気電子工学科と情報システム工学科に改編し、各5名ずつ、計10名増	340名

- ・質の高い看護人材の確保という県内医療機関等のニーズに応え、また、県内外の高校生の進学先を県内に確保し、若者や女性の県内定着を図るため、平成31年4月に入学定員120名の看護学部を開設した。

- 工学部と看護学部を合わせ、入学定員は、平成27年度の230名から、令和2年度には460名と大幅に拡充した。
- DXの推進に向け人材育成や研究強化を図るため、令和4年度から関係学科（知能ロボット工学科、情報システム工学科）の入学定員を拡充するとともに、学内のDX教育と研究の中心施設として、産学官の連携拠点となるDX教育研究センター（仮称）を令和4年4月に開設することとしている。
- 東海北陸地域や北陸新幹線沿線に設置する工学部一般選抜前期日程の地方試験会場（愛知、石川、福井、大宮、高崎、長野、上越、宇都宮）等において、高校の進路指導教員を対象とした大学説明会や学生募集参与による高校訪問活動を実施した。
- 民間事業者が実施する進学ガイダンス等への参加、新たな大学紹介映像の制作・配信など、県外における認知度向上に努めた。
- 県内企業への就職活動を支援する専任の県内就職定着促進員をキャリアセンターに配置し、企業の人材ニーズ把握や採用を促進するため県内企業を訪問するなど、卒業生の県内就職定着の促進に取り組んだ。また、学生増に伴い就職支援の充実強化を図るため、キャリアセンター機能の移転拡充を行った。
- 看護学部においては、1人の教員が4、5人の学生を受け持つ少人数によるきめ細かな教育の実施や看護ケア能力を高めることを目指し、ユマニチュード（包括的コミュニケーションケア技法）を取り入れた科目を開講するなど質の高い看護師を育成するため、看護基礎教育の充実に努めた。

2 研究に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	中期目標の達成状況が非常に優れている。
----	---	---------------------

（参考：年度別評価結果）

年度	R 2 (2020)	R 1 (2019)	H30 (2018)	H29 (2017)	H28 (2016)	H27 (2015)
評価	S	S	S	A	S	A

(2) 評価の判断理由

研究に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された24項目のうち、2項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、22項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められ、すべてⅣまたはⅢの評価であることや、産業、保健及び医療の発展に貢献する研究の推進についての取組みなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の戦略的創造研究推進事業に採択された「浅野酵素活性分子プロジェクト（ERATO）」は、国の事後評価において最高評価を得て、それらの研究成果を活かして共同研究に取り組んだ。
- 産学官の連携により県内医薬品産業の振興を図り、若者の地元定着等を促進する「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムに参画し、研究、人材育成、大学の魅力向上等に取り組むとともに、県薬事総合研究開発センターにサテライトラボを設置し、産学官の共同研究を推進した。
- 令和2年4月供用開始の中央棟に整備したオープンラボを教員と企業との連携拠点として活用し、産学連携を推進した。
- 工学と看護学の融合による特色ある研究を推進するため、工学部の教員と看護学部の教員が連携して、共同研究の実施や積極的な研究交流を図った。
- 各学科において、多くの教員が積極的に科学研究費補助金などの競争的研究資金の申請に努めた結果、年間採択件数は、目標値50件に対し79件と大幅に上回った。

3 地域貢献に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	中期目標の達成状況が良好である。
----	---	------------------

(参考：年度別評価結果)

年度	R 2 (2020)	R 1 (2019)	H30 (2018)	H29 (2017)	H28 (2016)	H27 (2015)
----	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

評価	A	A	S	S	A	B
----	---	---	---	---	---	---

(2) 評価の判断理由

地域貢献に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された32項目のうち、1項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、31項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められ、すべてⅣまたはⅢの評価であることや、産学官連携や国際化の推進についての取組みなどを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・10名程度の少人数ゼミを中心に、地域との対話・交流・協働を行う地域協働授業を実施し、地域課題を発見し、解決に向けた取組みを実施した。
- ・海外の大学や研究機関との共同研究や研究者の交流を図るため、平成27年度以降、新たに5つの学术交流協定の締結、4つの学术交流協定の更新を行い、その結果、学术交流協定は16となり、目標値15件を達成した。
- ・地域連携センターコーディネーターによる技術相談・コンサルティングを実施し、研究シーズと企業ニーズのマッチングを促進するとともに、学生も交えた地域との交流を促進した。

4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	中期目標の達成状況が良好である。
----	---	------------------

(参考：年度別評価結果)

年度	R 2 (2020)	R 1 (2019)	H30 (2018)	H29 (2017)	H28 (2016)	H27 (2015)
評価	A	A	A	A	A	B

(2) 評価の判断理由

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された17項目のうち、すべてが「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められ、これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

法人運営や法人経営に関しては理事会・経営審議会を開催（年4回程度）し、また、教育研究に関しては教育研究審議会を開催（年20回程度）するなど、機動的・効率的な運営に努めた。また、工学部と看護学部の連携や統一的な大学運営に努めた。

5 財務内容の改善に関する目標

(1) 評価結果

評価	S	中期目標の達成状況が非常に優れている。
----	---	---------------------

(参考：年度別評価結果)

年度	R 2 (2020)	R 1 (2019)	H30 (2018)	H29 (2017)	H28 (2016)	H27 (2015)
評価	S	S	S	A	A	A

(2) 評価の判断理由

財務内容の改善に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された11項目のうち、1項目が「Ⅳ計画を上回って実施している」、10項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められ、すべてⅣまたはⅢの評価であることや、財務諸表、競争的資金の獲得状況、受託研究費等の収入状況などを総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- ・キャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書、利益剰余金の状況など、財務諸表は健全であり、法人化以来、健全な財務運営を継続的に行っている。（利益剰余金：H27 170百万円、H28 82百万円、H29 117百万円、H30 206百万円、R1 253百万円、R2 341百万円）
- ・各学科の多くの教員が積極的に科学研究費補助金などの競争的研究資金の申請に努め、年間採択件数は、目標値を大きく上回った。
- ・地域連携センターを拠点に国内外の企業・機関との共同研究を活発に展開し、科学研究費も堅調に推移している。

6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	中期目標の達成状況が良好である。
----	---	------------------

(参考：年度別評価結果)

年度	R 2 (2020)	R 1 (2019)	H30 (2018)	H29 (2017)	H28 (2016)	H27 (2015)
評価	A	A	A	S	A	A

(2) 評価の判断理由

自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された4項目のうち、すべての項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められ、これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

認証評価機関による評価結果において、入学定員充足率が低いとされた大学院博士後期課程について、これまで5専攻定員18名としていた入学定員を1専攻定員10名とし、前期課程も含めた大学院工学研究科の再編の手続を完了した。

7 その他業務運営に関する目標

(1) 評価結果

評価	A	中期目標の達成状況が良好である。
----	---	------------------

(参考：年度別評価結果)

年度	R 2 (2020)	R 1 (2019)	H30 (2018)	H29 (2017)	H28 (2016)	H27 (2015)
評価	A	A	A	A	B	C

(2) 評価の判断理由

その他の業務運営に関する目標を達成するための措置として中期計画に記載された9項目のうち、すべての項目が「Ⅲ概ね計画どおりに実施している」と認められ、これらの状況を総合的に検証し、(1)に記載の評価に相当すると判断した。

(3) 特に評価する事項

- 法人としての危機管理規程を整備するとともに、特に必要性の高い災害発生時等の対応に関するマニュアルを整備した。
- 近年増加しているサイバー攻撃に対する意識の向上に資するため、情報セキュリティ職場研修を実施し、セキュリティ意識の向上を図った。

〈参考1〉 小項目評価の集計結果

大項目	評価等	評価対象 項目数 (小項目)	Ⅳ 計画を上回 って実施し ている	Ⅲ 概ね計画ど おりに実施 している	Ⅱ 計画をや や下回っ ている	Ⅰ 計画を大 幅に下回 っている
第1	教育に関する目標を達成するための措置	70	2	68		
第2	研究に関する目標を達成するための措置	24	2	22		
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	32	1	31		
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	17		17		
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	11	1	10		
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	4		4		
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	9		9		
合 計		(※)167	6	161	0	0

(※) 再掲の項目を含む。

〈参考2〉 項目別評価の結果

大項目	評価	S 中期目標 の達成状 況が非常 に優れて いる	A 中期目標 の達成状 況が良好 である	B 中期目標 の達成状 況が概ね 良好であ る	C 中期目標 の達成状 況が不十 分である	D 中期目標 の達成のた めには重大な 改善事項が ある
第1	教育に関する目標を達成するための措置	○				
第2	研究に関する目標を達成するための措置	○				
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置		○			
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置		○			
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	○				
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置		○			
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置		○			

〈参考3〉 中期計画の数値目標に係る状況等

第1 教育に関する目標を達成するための措置

番号	項目	目標値	実績	数値の説明
1	志願倍率（工学部）	5倍台	4.2倍	H27～R2年度の単純平均
2	志願倍率（看護学部）	3倍以上	4.2倍	R1～R2年度の単純平均
3	入学者県内比率（工学部）	30%代後半	39.8%	H27～R2年度入学者総数のうち県内出身者の割合
4	入学者県内比率（看護学部）	60%以上	59.7%	R1～R2年度入学者総数のうち県内出身者の割合
5	学部卒業生の大学院（修士課程）進学率	40%程度	34.2%	計画期間の最新年度（R2年度）の進学率
6	地域協働科目実施教員割合	80%以上	79.5%	計画期間の最新年度（R2年度）の割合
7	学生満足度（アンケート） ※授業科目の内容をある程度理解できた学生の割合	80%以上	80.3%	H27～R2年度の単純平均（工学部・大学院）
			95.0%	R1～R2年度の単純平均（看護学部）
8	就職内定率	100%	98.3%	計画期間の最新年度（R2年度）の内定率
9	県内企業就職率	50%以上	45.9%	計画期間の最新年度（R2年度）の就職率

第2 研究に関する目標を達成するための措置

番号	項目	目標値	実績	数値の説明
10	科学研究費補助金の採択件数（年間）	50件	79件	H27～R2年度の単純平均
11	受託研究件数（年間）	25件	29件	H27～R2年度の単純平均
12	共同研究件数（年間）	65件	64件	H27～R2年度の単純平均

第3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

番号	項目	目標値	実績	数値の説明
13	若手エンジニアステップアップセミナー受講者数（年間）	80人	56人	H27～R2年度の単純平均
14	公開講座受講者数（年間）	320人	750人	H27～R2年度の単純平均
15	地域課題解決に向けた企業、NPO等などの連携団体数	30団体	53団体	計画期間の最新年度（R2年度）末現在の団体数
16	学生の海外体験者数	90人	144人	計画期間の最新年度（R2年度）末現在の累積体験者数
17	留学生の在学者数	30人以上	39人	計画期間の最新年度（R2年度）末現在の留学生数
18	学術交流協定締結数	15件	16件	計画期間の最新年度（R2年度）末現在の協定締結数